

平成 23 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 大 成 温 調 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 口 隆 義

(J A S D A Q ・ コード番号 : 1 9 0 4)

問 合 せ 先

上 席 執 行 役 員 管 理 本 部 長 奥 山 徹

T E L (0 3) 5 7 4 2 - 7 3 0 1

当社元従業員による不正行為に係る再発防止策及び経営責任について

当社は、平成23年3月25日付「当社元従業員による不正行為及び特別損失の発生に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社元従業員（以下、元従業員という。）が保険代理店と共謀し、保険料領収証を変造することにより当社小切手を着服していたことが判明したため、社内調査及び再発防止対策を行ってまいりました。

上記調査及び再発防止対策の結果を踏まえ、本日開催の取締役会において本件不正行為の責任と処分及び再発防止策並びに内部統制報告制度への対応について、下記の通り決議及び了承されましたので、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係各位には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件不正行為の事実関係について

1) 判明の経緯

東京国税局の税務調査の中で、本年2月上旬に当社管理部門の元従業員の不明朗な仮払い精算処理に関する指摘があり、元従業員から事情聴取したところ、当該不正行為を行ったことを認めたため、社内調査を開始し、本件不正行為の事実を確認いたしました。

2) 本件不正行為の概要

元従業員（昭和49年2月入社）は、長年総務部長（平成23年2月退職時、管理本部副本部長）及び当社の損害保険契約責任者の立場を利用し、保険代理店と共謀して多数の白紙の保険会社正式保険料領収証を不正に入手し、その領収証を変造して履行保証保険、自動車任意保険、火災保険等の架空保険料の支払いを偽装し、会社より小切手を詐取し個人的な遊興費として着服していました。

元従業員は平成15年4月から平成23年1月までの期間に亘って上記不正行為を繰り返し、総額613,243千円の損害を与えたものであります。

なお、元従業員以外の当社従業員の関与の有無について、当該保険関係者を含む管理本部全従業員に保険契約に係わる全ての業務についてヒアリングを実施し、関与の事実を調査確認した結果、対象者全員について、本件不正行為に関与した事実、これまでの当社業務遂行の過程で自ら不正に関与した事実、上司または部下が不正に関与しそのことを把握したにも拘らず当該事項を看過或いは隠蔽した事実はいずれも認められませんでした。

2. 過年度及び当期の財務諸表への影響について

本件不正行為による過年度における被害相当額は、その多くが既に費用計上されており、過年度の財務諸表に与える影響額は、限定的かつ重要でないため、過年度の財務諸表の訂正を行う必要はないものと判断いたしました。また、当期(平成23年3月期)における被害相当額は、当期の決算において特別損失に貸倒引当金繰入額として156百万円計上いたしました。

当期の業績につきましては、本日(平成23年5月17日)発表の「平成23年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」及び「平成23年3月期(連結・個別)業績予想との差異に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本件不正行為の背景及び原因等

- 1) 元従業員は、入社以来総務部署に在籍し、長年同部署の管理職の地位にありました。また損害保険関係の責任者として精通していることから、部署内において他の従業員が損害保険関係の業務に口を挟む状況には無かったものがありました。

また、元従業員は他部署からの損害保険関係の問い合わせについては、直接元従業員が対応するよう画策しており、他部署からの損害保険に関わる問い合わせを受けたときは、保険会社からの振込みと偽装した処理等により隠蔽工作を行い、発覚を逃れておりました。

- 2) 不正行為が長期間に亘り発見できなかったのは、白紙の領収証を提供した保険代理店に、領収証の不正譲渡を隠蔽するため、保険会社に対しその領収証番号にて正規の保険加入手続きをさせていたため、保険会社での不正チェックが機能しなかったこと、また元従業員が領収証を変造するとき、実際に取引のある保険代理店の領収証印を偽造し使用する等、精巧に変造していたため、当社の支払伝票等のチェックが機能しなかったことが原因となっております。

4. 上記を踏まえた再発防止策及びコンプライアンス体制の強化について

社内調査の結果、確認された本件不正行為の発生原因等を踏まえ、再発防止策として、既に下記の事項に取り組んでおります。

- 1) 内部統制システム(権限と職責、職務分掌の明確化等)の見直し強化

①職務分掌の明確化及び保険担当者のローテーション体制の確立

不正行為発覚後直ちに各損害保険の担当者を個別に任命し、責任分担を明確にした上で業務に従事させております。また、決裁を含む判断、管理を行う者と、実際に契約締結手続きを担当する者を分離させ、取引先との折衝等は担当者の専任業務とさせた上で、業務担当者については一定期間ごとに人事ローテーションをさせる体制を整備することといたしました。

②業務プロセス(損害保険プロセス)の見直し強化

不正行為発覚後直ちに、各種保険契約の申請に当たっては、稟議決裁に基づく社長決裁もしくは申請部署における責任者決裁を追加するとともに、当該決裁済みの保険のみを保険担当部署(総務部)にて受け付けるようにしました。これにより、申請部署と保険担当部署との相互牽制機能を発揮させる業務プロセスの見直し強化を図りました。

また、当該内容を明確にすべく「損害保険プロセス」として業務記述書、業務フローを整備し、平成23年4月に内部統制文書として社内開示し、業務プロセスの整備・運用を徹底することといたしました。

なお、損害保険料の支払い内容に応じ、小切手支払いから口座振込みによる支払いに変更しております。

上記再発防止策に加えて、コンプライアンス体制の強化のため、下記事項に取り組んでおります。

2) 不正リスクの再検討

当社ではリスク管理委員会を中心に不正リスクへの対応も検討してきましたが、今後も更なる検討を行い、社内における不正リスクの高い業務の牽制機能強化等についても継続して検討を行うことといたしました。

3) 内部通報制度の見直し強化

当社は不正の抑止及び早期発見のために、「内部通報制度規程」を平成 19 年 3 月 1 日に制定し内部通報制度を運用しております。本件不正行為を受け、些細なことも通報できるよう、これまでの実名通報より匿名通報への変更、また内部通報の名称変更等、制度自体の見直しを含め、運用の強化を図ることといたしました。

4) コンプライアンス意識の再徹底

当社ではコンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス教育を実施しておりますが、コンプライアンス意識の向上を資するため、今期の全従業員に対するコンプライアンス教育として、

- ① 決裁基準書の再確認
- ② 稟議規程の再確認
- ③ 会社印(その他印)使用規程の再確認等

について実施することがコンプライアンス委員会で承認され、5 月より教育を実施することといたしました。

5. 本件不正行為の責任と処分について (取締役会決議)

本件不正行為が長期間に亘り行われた結果、当社の財産を毀損した責任は極めて重大であり、以下の処分を行うことといたしました。

1) 経営責任について

代表取締役会長	月額報酬の 20%減額	3ヶ月
代表取締役社長	月額報酬の 20%減額	3ヶ月
取締役副社長	月額報酬の 15%減額	3ヶ月

また、当期に係る役員賞与につきましては、取締役全員を対象として不支給といたします。

2) 関係者について

元従業員を監督すべき立場にいた上席執行役員については、上席執行役員から執行役員へ降格するとともに、管理グループ統括及び管理本部長を解任したうえで、月額報酬の 30%減給を 3ヶ月実施いたします。

尚、元従業員については、既に平成 23 年 2 月 21 日付にて懲戒解雇しております。

また、元従業員を含め本件不正行為に関与した保険代理店については、顧問弁護士等の助言を得て刑事、民事両面での法的措置を行う予定です。

6. 内部統制報告制度への対応について (取締役会決議)

本件不正行為の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、平成 23 年 3 月期の内部統制報告書に重要な欠陥があった旨を記載する方針を決議いたしました。

なお、保険担当者のローテーション体制及び、業務プロセスの見直し強化の再発防止策の実施により、本件不正行為に係る内部統制の不備について既に是正いたしております。

以上